該値が一を上回る場合にあっては一と、当該当期乗離額累積額が零を下回る場合にあっては零とする。）を控除して得た値を乗じて得たう。）を控除して得た値を乗じて得た額と託送収支規則の規定により公表した最近元の託送収支規則様式第三表の当期乗離額累積額を五四表の還元の義務送収支規則様式第三表の当期乗離額累積額を五で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額（当該額が第六条第一項及び第五項の規定により算定された事業報酬額を超える場合にあっては、当該事業報酬額）を下回らない額	第二十三条第三項
当期内部留保相当額の範囲内を上回らない額	託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三表の一定水準超過額（当該事業年度において一定水準を超過する額が零でない場合（当該事業年度及び翌事業年度と連続する前事業年度において一定水準超過額が零である場合を除く。）にあっては、当該一定水準超過額）を控除した額（当該額が一を上回る場合にあっては、一）と、当該当期乗離額累積額が零を下回る場合にあっては零とする。）を乗じて得た値を当該当期乗離額累積額に占める当該当期乗離額累積額の割合（当該値が一を上回る場合にあっては、一）に百分の五十を乗じて得た額（当該額が第三十七条第一項の規定により算定された事業報酬額を超える場合にあっては、当該事業報酬額）を下回らない額	

○経済産業省令第二十三号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十三条及び第七十九条の規定に基づき、ガス事業託送供給収支計算規則の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

ガス事業託送供給収支計算規則の全部を改正する省令

ガス事業託送供給収支計算規則（平成十六年経済産業省令第百二号）の全部を次のように改正する。

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、ガス事業法（以下「法」という。）、ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号。以下「会計規則」という。）及びガス事業託送供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十二号。以下「託送料金算定規則」という。）において使用する用語の例による。

（託送供給等関連業務の会計の整理）

第二条　法第五十三条第一項の規定により、一般ガス導管事業の業務及びこれに関連する業務（以下「託送供給等関連業務」という。）に関する会計を整理しようとする一般ガス導管事業者（以下「事業者」という。）は、次条から第五条までの規定に定めるところにより、託送供給等関連業務に関する会計を整理しなければならない。

（託送収支計算書の作成）

第三条　事業者は、託送供給等関連業務に係る収益（以下「託送収益」という。）及び託送供給等関連業務に係る費用（以下「託送費用」という。）について、別表第一に掲げる算定方法に基づき、様式第一に整理しなければならない。

（託送資産明細書の作成）

第四条　事業者は、託送供給等関連業務の効率的な実施のために投下された有効かつ適切な事業資産（以下「託送資産」という。）及び本支管投資額について、別表第二に掲げる算定方法に基づき、様式第二に整理しなければならない。

（超過利潤計算書等の作成）

第五条　事業者（法第四十八条第一項ただし書の承認を受けた事業者であって法第四十九条第一項に規定する届出を行っていない事業者を除く。）は、超過利潤額等について、別表第三に掲げる算定方法に基づき、様式第三に整理しなければならない。

（事業者が定める算定方法）

第六条　事業者は、当該事業者の事業実施に係る特別な事情が存在する場合であって、当該事情を勘案せずに託送供給等関連業務に関する会計を整理することが合理的でないと認められる場合においては、第三条から前条までの規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、これらの規定の趣旨に基づくものであって、これらの規定とは異なる算定方法を定めることができる。この場合において、事業者は当該算定方法を、あらかじめ様式第四に整理し、経済産業大臣（ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第十五条第四項の表第十一号に規定する事業者については、その供給区域を管轄する経済産業局長。以下同じ。）に届け出なくてはならない。この場合において経済産業大臣は、当該方法を公表しなければならない。

（証明書）

第七条　事業者（法第四十八条第一項ただし書の承認を受けた事業者を除く。）は、様式第一から第三までがそれぞれ別表第一から第三までに掲げる算定方法又は前条の規定により届け出た算定方法に基づいて適正に作成されていることについての公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人による証明書を得なければならない。ただし、事業者が、みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十一号）第三条の規定により公認会計士又は監査法人による証明書を得た場合は、この限りではない。

2　前項本文の場合において、当該事業者が地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十五条第一項に規定する監査委員による証明書に代えることができる。